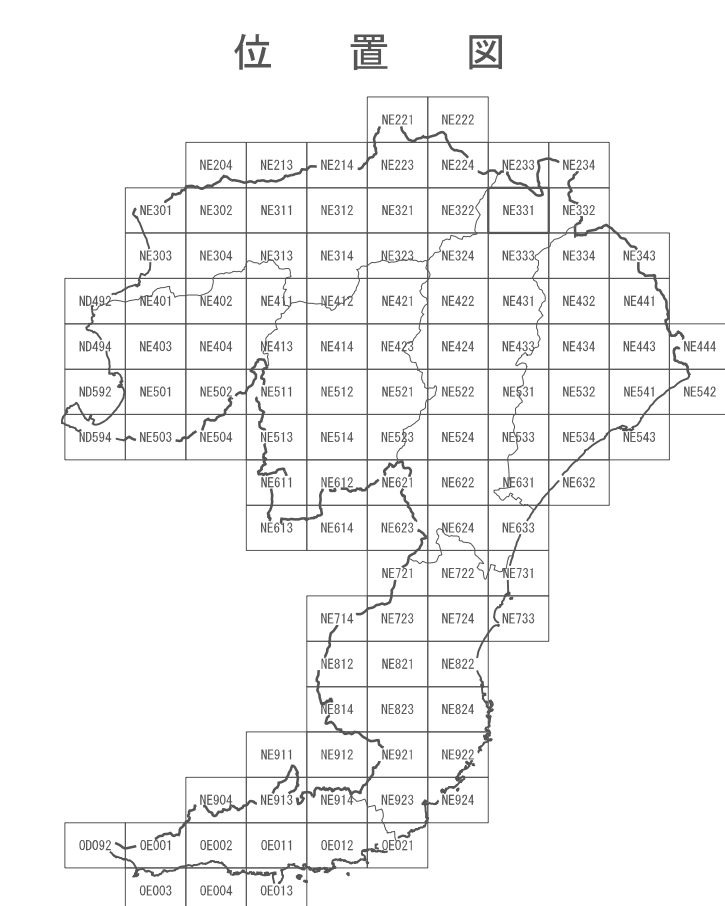


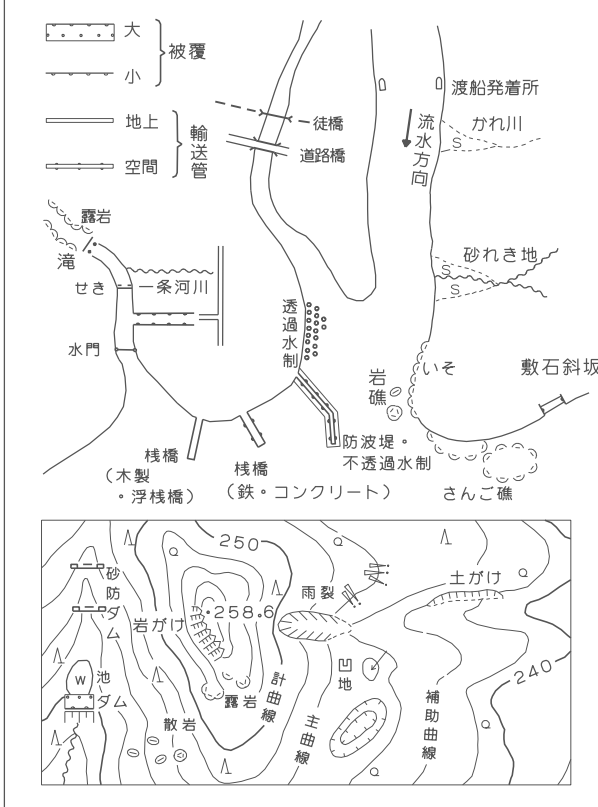
1 : 2,500
IX - NE 33 - 1



	普通建物	△ 37.2	三角点
		㊦ 12.04	水準点
	壁ろう建物	◎ 14.8	多角形及び石 有する図形点
		▽ 37.2	公共三角点
	普通塙型倉	㊦ 12.04	公民水準点
		△	電子基準点
	壁ろう塙型倉	・ 25.6	標石を有しない 図形測量点
		・ 18.7	図形測量点

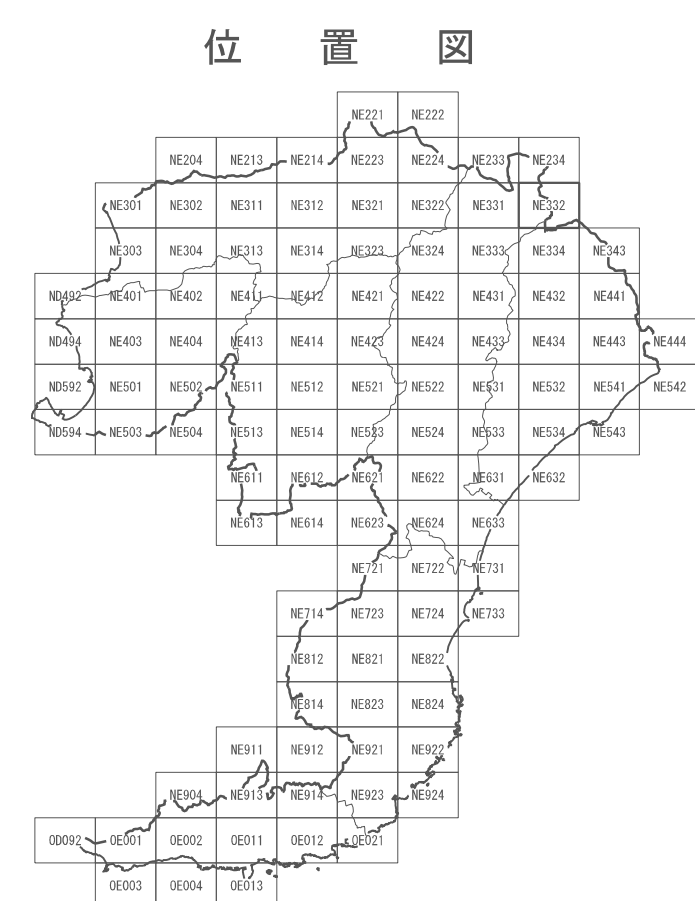
[illegible][illegible]

川		山	草	木	山	田	
日	回		深	著		園	庭
心		口		その他 程本	山	荒	池
心	煙			山	山		
サ	さとう	...	芝	池	心	心	地性
+	さいとろ	...					
*	パイナップル	口	広	葉	心		しの地
Y	桑	山	針	黄	て		やし料
Y		山	刺	林	て		腐
△		山			心		
△	茶	心	竹	林	心		温池



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第Ⅱ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

市 総 房 南 関 機 画 計

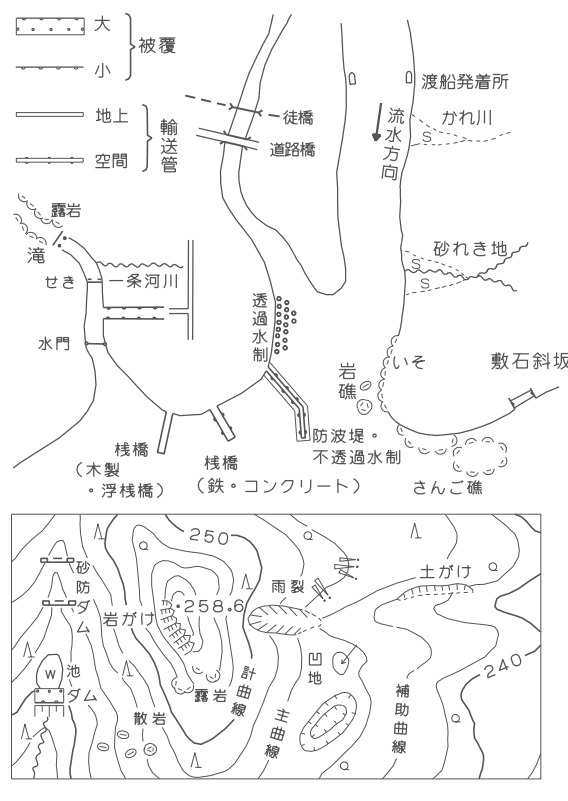


	普通建物	△ 37.2	三角点
	堅ろう建物	□ 12.04	水準点
	堅ろう建物	◇ 14.8	多角点及び 石目・鉄釘点
	普通鉄架舎	▽ 37.2	公共三角点
	堅ろう鋼架舎	△ 12.04	公共水準点
	堅ろう鋼架舎	△ 25.6	電子基準点
	堅ろう鋼架舎	・ 25.6	標高が低い 建物
	堅ろう鋼架舎	・ 18.7	図化基準点 埋設点

[illegible]

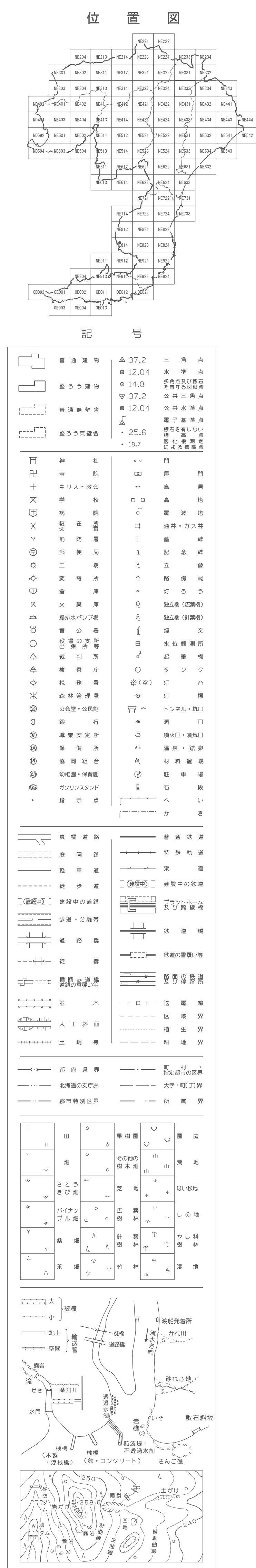
	其嶺部		街道、鉄道
	河川経路		特快鉄道
	幹線道路		駅舎
	緩急街道		(乗客)の乗降所
	緩急街道		バス停留所の設置 及び方向
	歩道・分岐路		架設橋
			鉄道橋
	踏切處		鉄道の信号機
	踏切		
	橋梁、トンネル等		横断、縦断面
	崖、土		透水路
	人工湖		区域
	土壌		植物界
			動物界
	都市境界		町界、郡界、市界、 支庁界、都道府県界
	北海道の支庁界		大府、支庁、市界
	都市等行政区		町界、市界

川		田	○	栗	栗	山	山	鹿	鹿
▽	日	畑	○	○	市の 木	山	山	野	地
▽			○			山			
サ	さ	さとく	……	芝	池	▽		沼	地
サ			……						
*		バイナッ ブル	○ ○	広	草	▽		し	の 地
Y		桑	△	針	黄	T		やし	針
			△	樹	樹	T		屋	林
△	マ	茶	△	竹	林	△			
△			△			△		雷	地



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第Ⅱ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

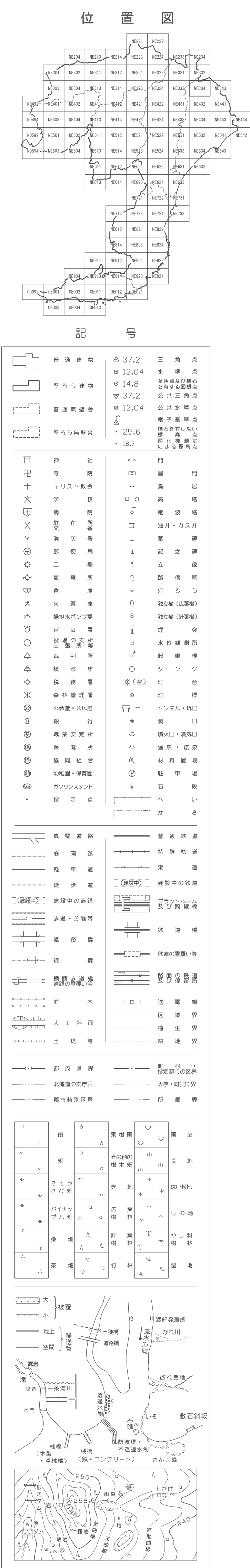
1 : 2,500
IX - NE 33 - 3



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第IX座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図割に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図割に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

市 総 房 南 関 機 画 計

1 : 2,500
IX - NE 33 - 4

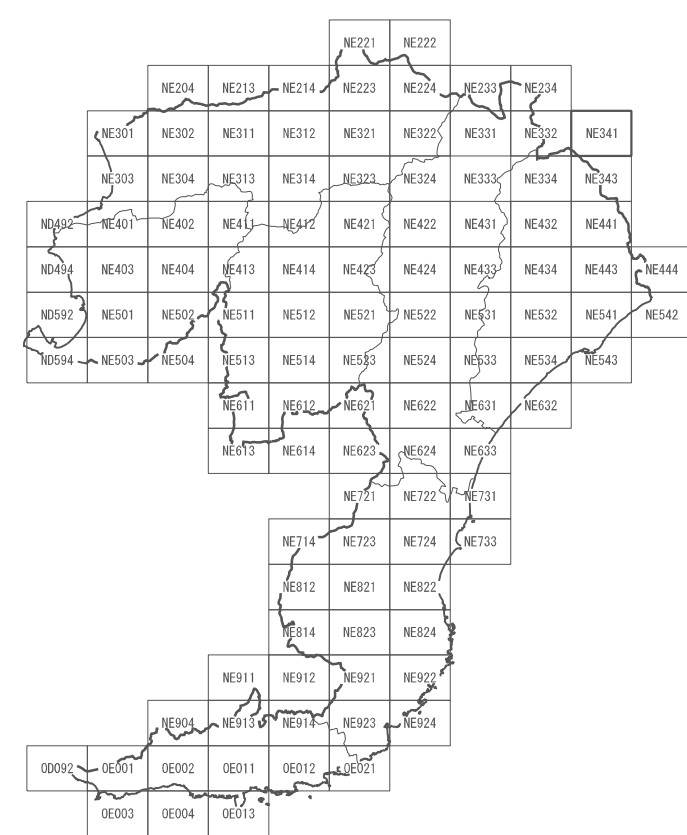


座標系は平成17年国土交通省告示第9号の規程による
第Ⅹ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0、5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

市 総 房 南 関 機 画 計

南房総市地形図

位



၁၅၁

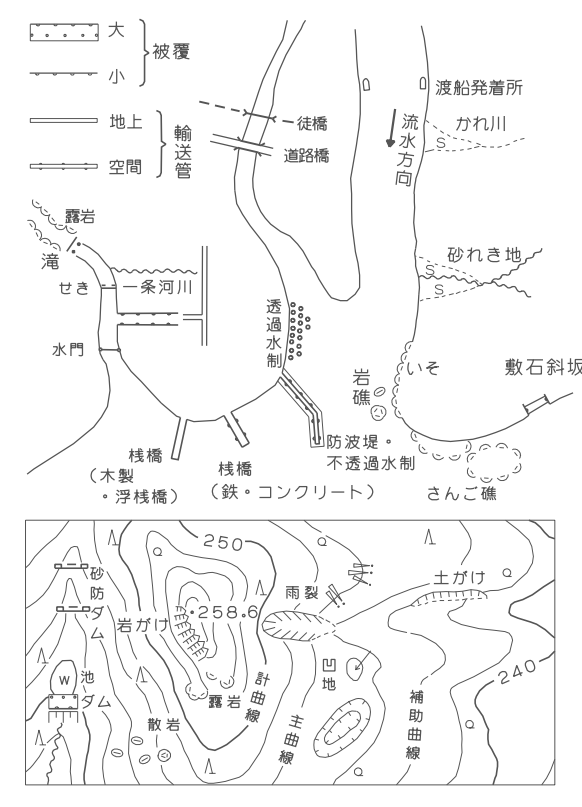
	普通建物	△ 37.2 □ 12.04	三角点 水準点
	堅ろう建物	◎ 14.8 ▽ 37.2	多角及び礫石 を有する樹根点 公共三角点
	普通鉄骨合	△ 12.04	公共水準点
	堅ろう鋼骨合	△ 25.6	電子基準点 埋石に値しない 樹根に値しない 点に値しない

[illegible]

	異相電源		異相電源
	定電流源		定電流源
	乾電池		特殊乾電池
	交流電源		交流電源
	交流の電流		交流の電流
	交流の電圧		交流の電圧
	交流・分路器		交流・分路器
	交流電機		交流電機
	交流電機		交流の電流・電圧
	異相交流電機		異相交流電機
	交流		交流電機
	人工材料		磁生界
	の導電性		磁生界

——(・)——	都府県界	——・——	町・村・ 指定都市の区界
——…——	北海道の支庁界	———	大字・町(丁)界
——…	都市特別区界	——・—	市界

日	田	〇	栗栗園	山	園	庭
日		〇	やの池の 榎木 庭	山	山	見 池
▽	畑	〇		山	山	
▽		...	芝 池	山	山	
サ	さきとけ	...		山	山	
サ	パイナップル 畑	〇	広瀬 草科	山	山	
サ		〇	針 葉林	山	山	
山	桑 畑	山	山	山	山	
山		山	山	山	山	
山	茶 畑	山	山	山	山	
山		山	山	山	山	



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による第IX座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

IX - NE 34 - 3

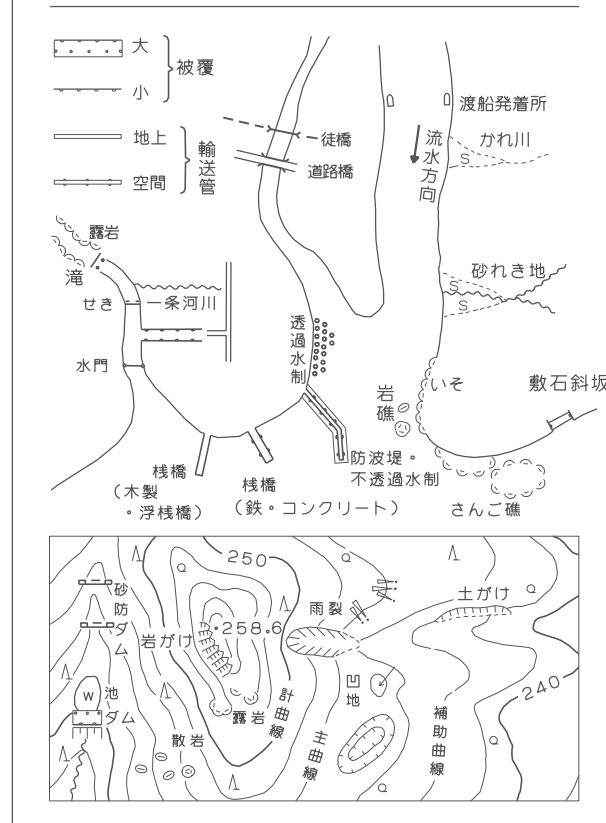
位

	普通建物	△ 37.2	三角点
	堅ろう建物	世 12.04	水準点
	堅ろう建物基礎	◎ 14.8	多角及び四角石 を有する図章点
	普通無図章	▽ 37.2	公共三角点
	堅ろう無図章	世 12.04	公共水準点
	堅ろう無図章基礎	△ 25.6	電子基準点
		・ 18.7	標石を有しない 図章点 図章を有する 図章点

[illegible]

	普通铁道		普通铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道
	支那铁道		支那铁道

日	回	る	東家 番	い	番 庭
日					
ゝ	畑	り	その地の 樹木 畑	山 山	荒 地
ゝ					
サ	きとま さび 畑	***	芝 地	マ	はく地味
+	パイア ブル 畑	***	広 藁 林	マ	しの 地
+	奥 畑	△	針 藁 林	マ	やし 料 樹 林
△	茶 畑	マ	竹 林	マ	茶 地
△					



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第Ⅱ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図柄に表示している座標値はキロメートル単位
方角は0、5キロメートル間隔
図柄に表示している経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

IX - NE 34 - 3